

防府市水産流通活性化事業補助金交付要綱

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、水産流通活性化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、山口県漁業協同組合等が行う漁業生産者と消費者を繋ぐ水産流通の活性化に向けた取組を支援し、もって本市水産業の持続的発展に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次のとおりとする。

- (1) 山口県漁業協同組合
- (2) 市内において主として水産物を取り扱う卸売市場の開設者及び卸売事業者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(補助事業の区分、補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分及びその内容、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要とする書類

2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第2

26号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第7条 補助対象者は、前条に規定する補助金の交付決定の通知を受けた後、事業計画の内容若しくは補助事業の内容ごとに補助対象経費に30%を超える増減があるときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項に規定する承認申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を補助対象者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 補助対象者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止・廃止承認申請書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する承認申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し

なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要とする書類

2 補助対象者は、第5条第2項ただし書により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助対象者は、第5条第2項ただし書により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に関する消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合においては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、市長に返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条に規定する通知を受けた補助対象者は、速やかに補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金交付請求書の提出を受けたときは、速やかに補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

（概算払い）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、概算払いにより補助金を交付することができるものとする。

2 補助対象者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する補助金概算払請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

4 市長は、補助金の額の確定をした場合において、その額を超える補助金が

概算払いにより交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

5 前項に規定する補助金の返還に関する事項については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）の規定を準用するものとする。

（他の用途への使用禁止）

第13条 補助対象者は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（関係書類の整備）

第14条 補助対象者は、補助事業の経理について、他の経理と明確に区別して経理しなければならない。

2 補助対象者は、補助事業の実施状況及び収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係資料を整備し、交付決定のあった翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（報告及び調査等）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の実施状況について報告を求め、帳簿その他関係書類を調査し、事業の実施上必要な指示をすることができる。

（是正のための措置）

第16条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

（補助金の交付決定の取消し等）

第17条 市長は、第7条に規定する補助事業の計画の変更、第8条に規定する補助事業の中止又は廃止があった場合及び補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） この要綱に基づく市長の指示に違反したとき

（2） 補助事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をしたとき

（3） 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 前項に規定する補助金の返還に関する事項については、適正化法の規定を準用するものとする。
- 4 本条の規定は、補助事業について補助すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の管理等)

第18条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第19条 補助対象者は、取得財産等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。

(1) 補助対象者が、補助金等の全部に相当する金額を市長に納付した場合

(2) 当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第15号）で定める耐用年数をいう。）の期間を経過した場合。ただし、取得価格又は効用の増した額が、1台につき50万円未満の財産については、耐用年数を5年間とし、市長が特に認める場合は、その期間を短縮できるものとする。

3 補助対象者が取得財産等を処分することにより収入があると市長が認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

補助事業の区分	補助事業の内容	補助対象経費	補助率
水産流通の活性化に向けた構想の策定	体制の強化 ・整備	人件費、旅費、消耗品費、光熱水費、燃料費、通信運搬費、委託料、備品費、その他体制の強化・整備に必要な経費	定額
	構想策定に向けた取組	【研修調査費】 謝金、旅費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、その他研修・調査に必要な経費 【会議費】 謝金、旅費、印刷製本費、使用賃借料、その他会議の開催に必要な経費	定額
水産流通の活性化に向けた構想の実践	体制の強化 ・整備	人件費、旅費、消耗品費、光熱水費、燃料費、通信運搬費、委託料、備品費、その他体制の強化・整備に必要な経費	定額
	構想の実践活動	【実践活動】 実践活動に必要となる賃金、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、備品費、その他実践活動に必要な経費 【会議費】 謝金、旅費、印刷製本費、使用賃借料、その他会議の開催に必要な経費	定額

第1号様式（第5条関係）

水産流通活性化事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

年度水産流通活性化事業について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、水産流通活性化事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業の目的 別添事業計画書のとおり

3 事業に要する経費

補助事業の区分	補助事業の内容	総事業費	補助対象 経 費
合 計			

4 添付書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・その他市長が必要とする書類

第2号様式（第7条及び第8条関係）

水産流通活性化事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた水産流通活性化事業について、計画変更（中止・廃止）したいので、水産流通活性化事業補助金交付要綱第 条の規定に基づき申請します。

記

1 申請の理由

2 変更後の事業に要する経費

補助事業の区分	補助事業の内容	総事業費	補助対象 経 費
合 計			

3 添付書類

- ・ 変更後の事業計画書
- ・ 変更後の収支予算書
- ・ その他市長が必要とする書類

第3号様式（第9条関係）

水産流通活性化事業実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定
通知のあった水産流通活性化事業を完了したので、水産流通活性化事
業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績 別添事業報告書のとおり

2 事業に要した経費

補助事業の区分	補助事業の内容	総事業費	補助対象 経 費
合 計			

3 添付書類

- ・事業報告書
- ・収支決算書
- ・その他市長が必要とする書類

第4号様式（第11条関係）

水産流通活性化事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました水産流通活性化事業補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 請求額 円

2 請求金額の内訳

補助事業の区分	補助事業の内容	総事業費	確定額	既交付済額	今回請求額
合 計					

※振込口座

第5号様式（第12条関係）

水産流通活性化事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった
水産流通活性化事業補助金について、下記のとおり概算払いにより交付される
よう請求します。

記

1 概算払い請求額 円

2 請求金額の内訳

補助事業の区分	補助事業の内容	交付決定額	既交付済額	今回請求額	残額
合 計					

3 振込口座